


岐阜市(岐阜県)

(2006年6月5日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年1月1日	合併の方式：新設・ 編入	 <p>旧岐阜市</p> <p>旧柳津町</p>
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：415,085人(高齢化率 ⁽²⁾ 17.5%)	面積 ⁽³⁾ ：202.89k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：44人(法定上限46人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：3,138人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：142,691,000千円		
うち、地方税59,812,496千円、地方交付税11,635,000千円		
合併特例債発行予定額12,445百万円／同限度額17,765百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業2.1%、第二次産業29.5%、第三次産業68.4%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：2005年補正予算説明書。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧岐阜市	402,751人	17.6%	195.12k m ²	42人	3,032人	0.80	82.6%
旧柳津町	12,334人	13.7%	7.77k m ²	13人	94人	0.88	80.7%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<①合併の大きな流れ、②地方分権推進、⑤財政状況></p> <p>厳しい財政状況の中、中核市としての行政体制と財政基盤を強化すると共に、都市内分権を構築させ、自立した力強い地域の形成による魅力あるまちづくりを進めるため、合併を推進した。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>サービスの格差による事務事業の調整について、各市町の議会の理解を得るとともに、サービス低下となる自治体による住民への説明責任を果すこと。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、④地域団体・経済団体など></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>協議会が円滑に行えるよう、開催時には事前に首長会を行い意思の疎通を図った。また、商工会議所などを中心に「市町村合併」をテーマとしたシンポジウムが開催され合併気運を盛り上げた。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
該当なし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
該当なし。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2002年3月議会において岐阜市長が合併5原則を表明。その後、近隣市町へ訪問し、政令指定都市構想の説明及び合併協議の必要性について理解を求めた。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2002年12月28日～2003年3月31日）	
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各2名 計28名 <2市5町で設置>
運営上の工夫	任意協議会では、合併の基本4項目について検討・協議し、概ねの方向を確認した。またその情報を「協議会だより」及びホームページにより、住民へ情報提供等を行った。
(6) 法定協議会（設置期間：2003年4月1日～2005年12月31日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/>
構成メンバー	首長、議員各3名、都道府県職員（岐阜地域振興局長）、大学等の研究者1名（朝日大学教授）、 計18名（※最終的に）
運営上の工夫	協議会を円滑に開催する上で、助役の構成からなる幹事会、また首長会などを事前に開催し、ある程度意思統一を図るとともに、各市町では事前に議会へ説明し意見集約する体制を整えた。また、協議会での協議状況や結果などは、「協議会だより」や「ホームページ」を通じ住民へ情報提供を行った。さらに、協議の終盤を迎えたところで、協議会主催による住民説明会を実施した。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫>	
①から④までは任意協議会であらかじめ確認しておいた。なお、②については構成市町の変更、合併特例法の改正などがあり、結果として期間を延長した。⑤については各市町の決算をもとに資料を作成し、合併する上での絶対条件になることから、早い時期における協議会での承認を心がけた。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	03年5月 03年5月 03年5月 03年5月 03年7月
合 意：	03年5月 04年10月 03年7月 03年5月 03年7月
※構成市町変更により、2004年9月1日より岐阜市と柳津町の合併協議会となり、上記基本5項目については、再度、2004年10月の協議会で変更しない旨の承認を得た。	
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
特別に難航した項目はなかった。	

<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>政令指定都市構想に基づく岐阜市の呼びかけが発端であり、また、県下で一つの中核市であるため、リーダーシップを発揮する上で編入方式としたものである。</p>	<input type="checkbox"/> 新設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 編入
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>先進地事例により電算システムの統合作業は最も重要であると認識し、構成市町の変更に伴う作業の見直し期間も踏まえ、電算システム統合日（本稼働させる日）は、トラブル等に対処できるよう連休中が望ましいと考え、1月1日の期日に決定した。</p>	<input type="checkbox"/> 2006年1月1日合併
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続：協議会での協議により決定。 選定理由：歴史的重み、全国地名度による。</p>	<input type="checkbox"/> 公募有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>特に工夫した点はないが、合併の方式、自治体の規模等から必然的に旧岐阜市となった。（新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い） 新市の地域自治区の事務所として条例で定めた。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 既存施設 ・ <input type="checkbox"/> 新規建設
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>（新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産） 正負ともになし。</p>	
<p>（8）新市建設計画（計画の対象：<input checked="" type="checkbox"/> 全市 or <input type="checkbox"/> 編入された区域）</p>	
<p>計画の期間：10ヶ年 理由 合併特例債を活用できる10年間を基本とし、新市の施策に基づき主要事業、合併調整方針に基づく行政サービス、合併に伴う主な経費削減等を反映させた健全な財政計画を作成する上で10年間とした。</p>	
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>協議会では新市建設計画策定小委員会を設置し、調査、審議等を付託した。また、新市建設計画は「新しいまちづくりアンケート」の実施結果を踏まえ、住民の意向を広く把握し、都市内分権の理念を取り入れ策定した。</p>	
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>特になし。</p>	
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>新市の主要事業については、各市町の意向を十分に取り入れながら掲載すると共に、都市内分権の理念を取り入れ、地域自治区の設置や地域協議会などを設置する計画とし、柳津町住民の不安解決策を講じた。</p>	
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容></p> <p>構成市町の総合計画との整合を図りながら基本構想を定め、更には広域的合併を契機として戦略的に必要となる施策、継続する施策又は合併による効果を考慮して発展させる施策、新たな住民ニーズ及び行政課題に対応する施策について選択した。対象事業の選定基準等は構成市町の総合計画で定められている事業又は住民の要望等が強い事業とした。</p>	

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2010年度	2015年度
歳入合計	146,276	137,980	138,410	139,146
地方税	63,863(43.7)	61,083(44.3)	60,392(43.6)	59,515(42.8)
地方交付税	13,195(9.0)	13,071(9.5)	15,029(10.9)	17,644(12.7)
歳出合計	138,174	137,980	138,410	139,146
人件費	32,812(23.7)	31,304(22.7)	30,334(21.9)	28,703(20.6)
(参考:一般職員数)	(3,126人)	(3,048人)	(2,841人)	(2,795人)
公債費	16,687(12.1)	16,187(11.7)	18,653(13.5)	14,202(10.2)
普通建設事業費	23,890(17.3)	19,520(14.1)	19,520(14.1)	19,520(14.0)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等を行っていない。都市計画区域は同じであり、現在のところ問題なし。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全18号。配布方法：各市町へ全戸配布） ・住民説明会の開催（延べ9回開催、延べ2,150人参加） ・HPの開設（2003年4月開設、月1～2回定期更新、アクセス数96,000回） ※この記載は、合併協議会で行ったものである。	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：合併協議会支援交付金 30,000,000円 ※合併協議会として 人的支援：合併協議会に県職員（岐阜地域振興局長）1名派遣	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	92,593千円
委託内容	例規立案・事務事業一元化支援業務、新市建設計画作成支援業務、システム統合に関する業務。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有（定数特例（定数 人）・在任特例（在任期間 年 ヶ月））・ <input type="checkbox"/> 無
その理由	当初は、編入合併の定数特例で話が進んでいたが、構成市町が変更になり、唯一定数1人であった旧柳津町だけが残り、旧柳津町住民からの定数の見直し（増員）の要望等により再度、協議を重ねた結果、2人と決定したため特例を適用しなかった。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2008年7月19日まで特例措置を適用）・無

その理由	農業施策の格差是正のため、各市町からの代表の農業委員は必要であり、また、合併町の意向や、先進地事例から適用した。業委員で選挙による委員の数は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、2人とし、その任期は、同項第2号の規定を適用し、2008年7月19日までとした。それ以降の新市の選挙による委員の数については、合併後、調整するものとした。	
(3) 三役		
旧岐阜市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。	
旧柳津町	町長、助役、収入役は退職。	
(4) 一般職		
定員管理	<定数の削減> 旧岐阜市 3,030人を2004~2010の5年間で303人削減。 合併による 2006~2010の5年間で28人削減。 <新規採用の抑制> 退職者と削減計画に基づく人数等を勘案し採用。 ※財政計画策定時の数値による。	
給与の調整	<給料表の統一> 合併と同時に旧岐阜市の給料表を適用。	
役職の調整	管理職については、旧柳津町の8級参事・課長については、岐阜市副参事(室長、審議監)に位置づけ、旧柳津町7級課長は、岐阜市主幹に位置付けた。また、原則柳津町の課長補佐以下は同じ職位の級へ格付けた。	
(5) 組織・機構の整備方法		
編入合併であり旧岐阜市の組織機構はそのまま。旧柳津町の組織については、柳津振興事務所として位置付け、部扱い(条例上の組織)とした。振興事務所には、地域振興総室、地域市民室、地域福祉室、地域建設室の4室を設置した。ただし、旧柳津町の管理部門(総務課、企画調整課は岐阜市の組織に統合した。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧柳津町	旧柳津町の支所1ヶ所を出張所として設置している。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有(旧柳津町に地域自治区を設置)・無	
その理由	旧柳津町住民の不安を解消すべき、柳津地域の住民の意見を行政に反映させるため行政と住民との連携の強化を目的として地域自治区を設置した。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
事業所税	旧岐阜市 課税 旧柳津町 課税対象外	旧柳津町は、2009年度から課税する。
都市計画税	旧岐阜市 課税 旧柳津町 課税なし	旧柳津町は、2011年度から課税する。
(9) 上下水道使用料(調整方針:当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	現在のところ、上記の回答以外のことは具体的に調整していない。	
下水道料金	現在のところ、上記の回答以外のことは具体的に調整していない。	
(10) 上下水道以外の使用料等(調整方針:当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
例外措置	例外措置は特になし。	

(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：国民健康保険各事業項目で調整が異なるため。） ※ただし、激変緩和措置有り。		
賦課徴収方法	旧岐阜市 保険料（4方式） 旧柳津町 保険税（4方式）	2006年4月1日から旧岐阜市の保険料（4方式）方式に統一。
所得割	旧岐阜市 料率 438% 旧柳津町 税率 6.0%	2006年4月1日から35%に統一。
資産割	旧岐阜市 料率 33% 旧柳津町 税率 40%	2006年4月1日から31%に統一。
均等割	旧岐阜市 料率 26,040円 旧柳津町 税率 36,000円	2006年4月1日から25,920円に統一。
平等割	旧岐阜市 料率 34,680円 旧柳津町 税率 34,000円	2006年4月1日から34,080円に統一。
(12) 介護保険事業（調整方針：介護保険各事業項目で調整が異なるため。）		
第1号被保険者の月額 の基準保険料	旧岐阜市 3,217円 旧柳津町 2,850円	合併後も不均一賦課としている。
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	電算システム統合については、旧岐阜市の規模が大きいことから、旧岐阜市のシステムに統合することとし、作業については旧岐阜市電算システム納入業者に委託した。また、庁内等ではシステム班を構築し、専門的に調査・検討を行うとともに、業者との詳細な打ち合わせを定期的に行った。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由	旧柳津町の一部の地域において、合併と同時に字区域地番変更をおこなった。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：約2,900百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	議会の議決済み（議会の議決：2003年12月17日）
総合計画	策定作業中（2006年度中に2008年度～2012年度の総合計画原案を作成。2007年度に審議会へ諮問し答申を受け決定する。）
(3) 合併による効果	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>旧柳津町住民については、中核市としてのきめ細かな専門的で多様なサービスが受けられるようになった。</p>	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>管理部門が統合でき効率化が図られるたこと。また、旧柳津町の三役や附属機関の委員の失職による人件費の削減が図れたことなど。</p>	

<⑥地域のイメージアップ>

旧柳津町の企業等にとっては、岐阜市は県下唯一の中核市であり、全国知名度もあるため、住所地が岐阜市になることによるイメージアップが図られる。

また、旧柳津町は地域自治区であり、都市内分のモデル地区として成功すれば、第 2 ステップとして近隣市町との合併も期待される。

(4) 合併による問題点と解決策

<①役場が遠くなり不便になる>

旧柳津町の旧庁舎を振興事務所として残し、住民に支障を来たさないよう、市民室、福祉室、建設室、振興総室の 4 室を設置し窓口サービスを実施し、且つ、本庁の出先部門として、福祉事務所の分室や教育分室を設置するなど、あらゆる分野において体制を整えた。

<②中心部と周辺部の格差が増大する>

合併特例法第 5 条に基づき、旧柳津町に地域自治区を設置し、地域の住民の声を行政に反映させるための総合的附属機関である地域協議会の組織を設置した。構成員は地域自治区の住民のうちから選任され、地域における各界、各層からの多様な意見を集約し、行政施策に反映させるため、地域課題の取捨選択、市の基本構想の策定変更などの答申などが行えるようにした。

<④各地域の歴史、文化、伝統が失われる>

地域の伝統・文化を守るため、都市内分権を推進し、柳津地域自治区の振興事業（まつり・イベントなど）を実施するため一定のルールに基づき地域自主財源が活用できる仕組みを創設した。

(5) 残された課題

現在のところ特になし。